

## 都内初 東京都と水害時の緊急避難に関する覚書を締結

区内には高台が無く、水害発生時における緊急避難スペースの拡充が求められていたことから、区は東京都と「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結しました。これにより、区内にある都営住宅の共用部分を緊急避難スペースとして使用できることを確認しました。今後、区が指定する避難先まで避難する余裕が無く、生命に危険がおよぶような緊急時には、近くの都営住宅の上階への一時的な避難も含め、臨機応変な対応を常日頃から心がけましょう。

### 区内の都営住宅(共用部分)に緊急避難が可能に

**都内初の試み**  
 都営住宅が高台の役割を担う覚書を締結

5月1日、区は東京都都市整備局と「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結しました。本覚書の締結により、区内で河川の氾濫等の大規模な水害が発生した際に、区が指定する避難先まで避難する余裕が無い場合、区民の皆さんが都営住宅(共用部分)に緊急避難できることを確認しました。

区は、ゼロメートル地帯を多く抱え、高台が無いという地理的特性を踏まえ、水害発生時における避難先の拡充を目指してきました。その中で、都に対し、都営住宅への区民の緊急避難について要望してきました。このたびの覚書締結は、区内の都営住宅が高台のように避難可能であることを明確にする都内初の事例となります。

区などの呼びかけに従い、原則として公共施設や一時避難施設などに避難してください。ただし、生命に危険がおよぶような緊急時には、近くの都営住宅等の上階への一時的な避難も含め、臨機応変な対応を心がけましょう。  
 ※区では、水害時には3階以上への避難をご案内しています。  
 ※「区営住宅」も同様の扱いになりました。  
 ☎ 防災課防災計画係 ☎3647-9584

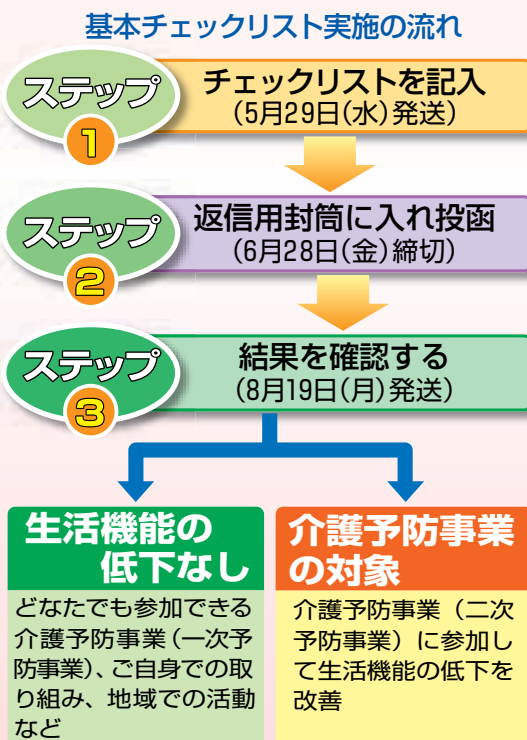
#### 区などの呼びかけに従い避難を

今後、万一大規模な水害が発生した際には、

環境フェア 6月2日(日)えこつくる江東で開催(詳細2面)



▲介護予防事業のほか、生活機能を低下させない事業を区は積極的に展開しています(写真はグランチャ東雲のプールプログラム)



25項目の質問に答えるだけ

「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」「週に1回以上は外出していますか」など、運動、栄養、口腔の機能といった日常生活を営むうえで必要となる各要素について、厚生労働省が定めた25項目の質問に「はい」「いいえ」で答えることで、生活機能の低下を知ることができます。返送期限までに投函お願いします。後日、判定結果と日常生活のアドバイスを記載した結果票、各種介護予防事業のご案内を郵送します。

☎ 要支援・要介護認定を受けていない、平成25年3月31日現在

約3割の方が、「生活機能の低下あり」

昨年度は、56・5%(約4万4千人)の方からチェックリストのご回答をいただきました。このうち介護予防事業の利用が望ましい(生活機能の低下がある)と判定された方は、13、657人(31%)でした。

年間1千人以上の方が、介護予防事業に参加

状況に応じて、運動、栄養、口腔の各プログラムやそれらを組み合わせたプログラム(二次予防事業)を実施します。また、生活機能の低下なしと判定された方など、どなたでもご参加いただける、ウォーキングやゲーム機のプログラム(一次予防事業)

お住まいの地域を担当する相談窓口では、チェックリストの結果に基づく日常生活のアドバイスや、介護予防事業の参加手続ができます。専門のスタッフが対応しますので、ぜひご相談ください。

☎ 介護予防ダイヤル(高齢者支援課内)  
 ☎(3647)9452

### 介護予防 チェックリストで生活機能の低下を早期発見

#### 65歳以上の対象者(約8万人)に郵送

5月29日(水)、65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方に、生活機能のチェックリストを発送します。

在65歳以上の方  
 [返送期限] 6月28日(金)  
 [結果発送] 8月19日(月)

二次予防事業に参加した方は、筋力、バランス能力、歩行速度など運動機能が向上しています。この機能を維持・向上するため、今年度新たにスポーツ施設で長期間参加可能な事業を開始しました。

長寿サポートセンター・長寿サポートが取り組みをサポート

事業参加で各身体機能が向上